

## 2 宮内庁

### (要旨)

#### (1) 政策評価の枠組み

- ① 平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「宮内庁政策評価基本計画」(平成19年3月12日)及び1年ごとに定められる「宮内庁政策評価実施計画」に基づき、一般政策を対象に事業評価方式による事後評価が行われている(注)。
- ② 基本計画では、個々の研究開発、個々の公共事業、個々の政府開発援助及び規制の新設等を対象に事業評価方式による事前評価を行うこととされている。しかし、これまでに該当する政策がないことから、それらを対象とした政策評価の実績はない。
- ③ 宮内庁では、平成19年度に基本計画を見直し、これまで運用上評価対象としてきた「直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの」を新たに評価対象として位置付けている。

(注) 評価書は、宮内庁ホームページで公表されている。

<http://www.kunaicho.go.jp/seisakuhyoka/seisakuhyoka00.html>

#### (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした事業評価方式による事後評価1件について審査を行った結果は、以下のとおりである。

##### ア 現状

審査対象とした政策名「皇居東御苑入園者及び三の丸尚蔵館入館者の利便性の向上」に係る政策評価は、把握された効果は具体的に特定されていたが、得ようとした効果が具体的に特定されていなかった。

##### イ 今後の課題

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。「得ようとした効果」について、どの程度の効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定し、効果の発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。

### (説明)

#### (1) 政策評価の枠組み

##### (基本計画等)

平成19年度から23年度までの5年間を計画期間とする「宮内庁政策評価基本計画」(平成19年3月12日)及び1年ごとに定められる「宮内庁政策評価実施計画」に基づき、政策評価が行われている。

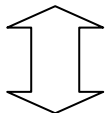
基本計画において、事前評価及び事後評価は、事業評価方式を基本として行うこ

ととされている。事前評価は、評価法施行令第3条で定める政策(個々の研究開発、個々の公共事業、個々の政府開発援助及び規制の新設等)を対象として、また、事後評価は、国民生活や社会経済に相当程度の影響を及ぼすものや多額の費用を要することが見込まれるもの及び直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるものを対象として行うこととされている。

(取組状況)

平成18年度までは、基本計画において評価対象政策としている「国民生活や社会経済に相当程度の影響を及ぼすものや多額の費用を要することが見込まれるもの」がないことから、「直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される政策」を運用上対象として政策評価が行われていたが、19年度から、これを事後評価の対象とすることが基本計画で位置付けられた。

図表Ⅱ-2-① 宮内庁における政策評価の取組

評価対象範囲		事前評価	事後評価
一般政策	政策(狭義) ・ 施策レベル  事務事業 レベル		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">           &lt;事業評価方式&gt;            対象:国民生活や社会経済に相当程度の影響を及ぼすものや多額の費用を要することが見込まれるもの            直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される事務事業等のうち事後の検証が必要と認められるもの            実施状況:平成16年5月 2件                              17年6月 1件                              18年7月 1件                              20年4月 1件         </div>
義務付け4分野の政策	事務事業レベル	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">           &lt;事業評価方式&gt;            対象:評価法施行令第3条で定める政策            実施状況:-         </div>	
<特徴> 平成19年度から、これまで運用上対象としていた「直接国民を対象とし、国民の利便性の向上が期待される政策」を対象とすることを基本計画に位置付けている。			

- (注) 1 基本計画等を基に当省が作成した。  
 2 二重線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われているものを、点線で囲まれた評価は、基本計画で定められている評価が行われていないものを示す。

## (2) 政策評価の実施状況

一般政策を対象とした事業評価方式による事後評価について審査を行った結果は、以下のとおりである。

### ア 現状

#### (審査の対象)

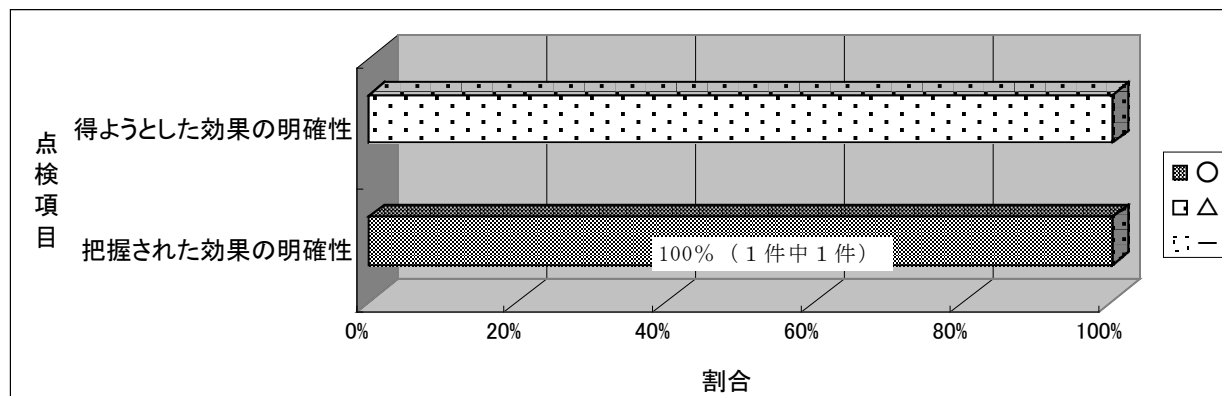
事業評価方式による事後評価が行われ、平成20年1月1日から12月31日までに評価書が総務大臣に送付された1件を審査の対象とした。

#### (共通の点検項目による審査－取組の工夫が求められる点)

事後評価の結果を、以後の政策評価や政策の企画立案に反映させていくためには、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが必要である。

しかし、審査対象とした「皇居東御苑入園者及び三の丸尚蔵館入館者の利便性の向上」では、図表Ⅱ－2－②のとおり、「何を」、「どうする」のかは明らかにされているが、「どの程度」の効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのが明らかにされていない。

図表Ⅱ－2－② 共通の点検項目別の審査結果（事業評価方式による事後評価）



(注) 1 宮内庁の評価書を基に当省が作成した。

2 「得ようとした効果の明確性」

「○」は、得ようとした効果について、「何を」、「どの程度」、「どうする」のかが明らかにされているなど、どのような効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態が具体的に特定されているものを表す。「△」は、「何を」、「どうする」のかが説明されているものの、「どの程度」は明らかでないなど具体的には特定されていないものを表す。「－」は、得ようとした効果についての記載がないものを表す。

3 「把握された効果の明確性」

「○」、「△」及び「－」の分類については、上記2と同様である。

## イ 今後の課題

事後評価においては、政策の実施によってどのような効果を得ようとしたのか、その効果が実際に発現しているのかを明らかにしていくことが求められている。「得ようとした効果」について、どの程度の効果が発現したことをもって得ようとした効果が得られたとするのか、その状態を具体的に特定し、効果の発現状況の検証を踏まえた評価が行われることが望まれる。